

令和4年度 事業報告

特定相談支援事業所 りんく

一般相談支援事業所 りんく

計画相談について(特定相談支援事業所)

●利用状況

【契約者数】

平成24年度～令和4年度 総契約者数・・・343名(内12名は再契約者であるため実人数331名)

令和4年度契約状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
新規契約件数(計画)	3名	3名	3名	3名	3名	3名		
新規契約件数(実績)	3名	1名	2名	2名	1名	3名		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計	
新規契約件数(計画)	3名	3名	3名	3名	3名	3名	計画	36名
新規契約件数(実績)	0名	0名	0名				実績	12名

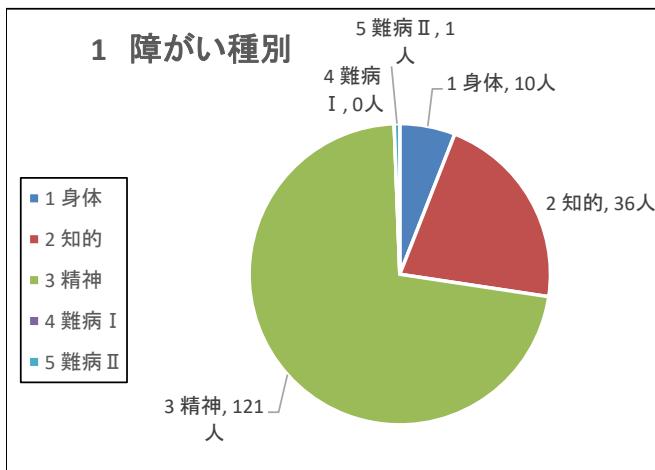
※補足

- ・行政より依頼を受けて契約に至るため、各月の契約件数にはばらつき(波)がある。
- ・理事会にて特定相談支援事業所 りんくの休止が決定したため、下半期は新規契約を締結せず。

【市町村別契約者数(契約時の支給決定先)】

市町村	人数	契約者総数	利用終了	終了者総数	支援中の人数	R4.12.31現在 契約者数
鈴鹿市	290名	343名	135名	164名	155名	179名
亀山市	23名		11名		12名	
四日市市	5名		3名		2名	
津市	6名		3名		3名	
その他市外	17名		10名		7名	
その他県外	2名		2名		0名	

※その他市外
桑名市、東員町、いなべ市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、紀北町、大台町、尾鷲市、志摩市など
※県外

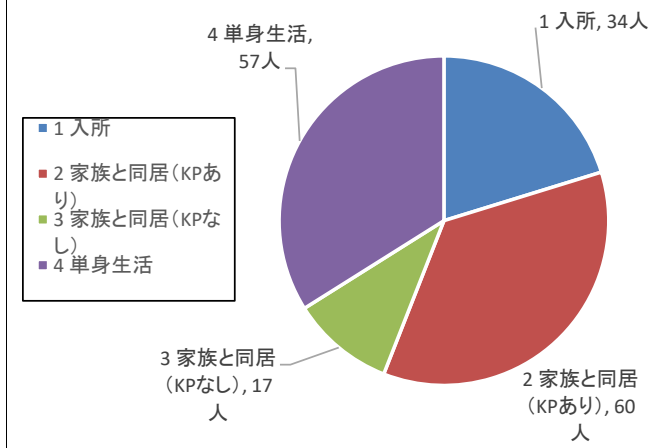


1 障がい別(補足)

障害種別は受給者証に記載されている種別で記載。

1. 身体障害
重症心身障害者含む。
 3. 精神障害
統合失調症の他、アルコール依存症、うつ、気分障害、非定型うつ、非定型精神病、躁鬱病、双極性障害、高次脳機能障害、脳器質性精神障害、てんかん、摂食障害、パニック障害、衝動型パーソナリティ障害、身体表現性障害、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、自閉症スペクトラム、適応障害、対人恐怖症 等
 4. 5難病
ミトコンドリア脳筋症(慢性進行性外眼筋麻痺)
- ※1～3利用者の中には、重複障害、難病(多発性硬化症、神経ペーチェット病等)あり。

2 世帯の形態



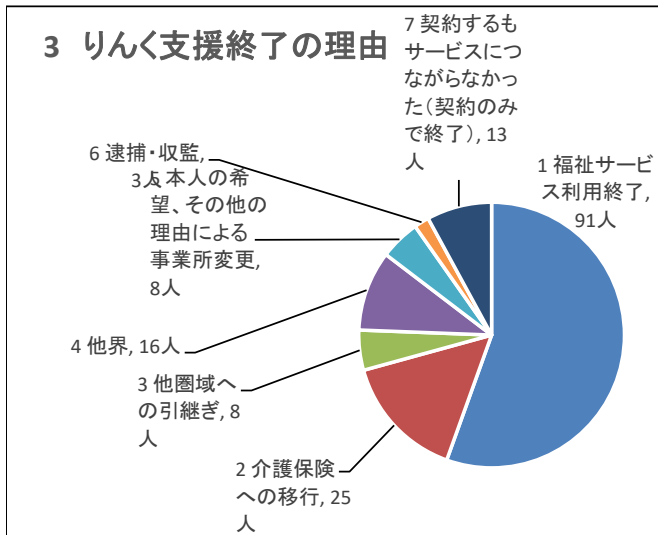
2 世帯の形態(補足)

1. 入所
施設入所、グループホーム、宿泊型自立訓練施設など、見守りのある環境。
2. 家族と同居
親兄弟等と同居し、家族内にキーパーソン(緊急時に頼れる家族)がいる世帯。
3. 家族と同居
親兄弟や配偶者と同居しているが、親も認知症等で支援が必要、或いは障害者世帯で家族全員がなんらかの支援が必要な家庭等で、キーパーソンとなりえる家族がいない世帯。

※分析

3. 4(単身生活)の利用者は支援度高く、サービスの利用調整以外の対応(つまり報酬がつかない支援)が多々求められる。

3 りんく支援終了の理由



3 支援終了の理由(補足)

1. 福祉サービス終了
長期入院、さんさんを退所し医療サービスのみ利用、A/B型事業所を退所し一般就労等
2. 介護保険への移行
介護認定調査において介護度がついた方
→高齢者施設、ケアマネージャーへの引継ぎ
3. 県外転出、県内でも他圏域に転出してサービス利用
→当該圏域の事業所へ引継ぎ
7. 契約するもサービスにつながらなかった
支援者が必要と考えサービスを申請するも、本人に利用意思がなくサービス利用に至らなかった。

●りんく休止について契約者への説明/意思確認

理事会決定を経て、10月より契約者への説明実施。法人の決定に対する苦情は発生しなかった。

↓

次いで引継ぎ事業所について意思確認実施。

179名中、長期入院となっておりサービスの利用見込みのない利用者を除いた全員が、りんく職員が1月より立ち上げる新規事業所での支援を希望された。

(※これを機に他の事業所にも変わることもできる旨、選択肢として提示した上で意思確認を行った)

<引継ぎ先事業所>

合同会社やどりぎ(令和4年9月28日登記)

相談支援事業所それいゆ(令和4年11月7日 鈴鹿市へ届出)

●りんく休止手続き/事業所変更手続き

【事業所の手続き】

鈴鹿市障害福祉課へ、りんくの特設相談支援事業の休止届を提出。

【利用者対応】

移行を希望された利用者全員に、①りんく解約届け兼個人情報引継ぎ同意書、②相談支援事業所変更届(市町村提出書類)に署名、捺印を頂き、②は順次市町村へ提出。

【関係機関対応】

12月に、文書①りんく休止案内(ジェイエイみえ会理事長名)、②新規事業所開設案内(合同会社やどりぎ代表社員名)にてご案内をした。

地域移行支援／地域定着支援について(一般相談支援事業所)

●支援状況

27年度で全ての契約者の地域移行が完了。
ニーズに対応できるよう体制はとっていたが依頼は入らなかった。

●鈴鹿亀山圏域の事業者数(令和4年10月1日現在)

	地域移行・地域定着
鈴鹿市	2事業所
亀山市	なし

全体業務

●諸会議

【事業所間共通の会議】

- ①運営管理会議・・・毎月第2・4火曜
各部門・事業所の前月事業報告及び検討事項協議。管理者が出席。

【外部】

- ①自立支援協議会 相談支援事業所担当者連絡会・・・毎月第2木曜
②鈴鹿厚生病院・社会復帰施設連絡会・・・毎月第1月曜
③鈴鹿厚生病院 地域移行システム委員会・・・年4回
④自立支援協議会 精神保健担当者連絡会・・・毎月第4水曜

●職員研修／講演会／セミナー

三重県相談支援専門員現任研修・・・安保、青2名受講(資格更新のため)

●監査と集団指導

特定相談支援事業所に対する監査(市)はなかった。

●公益性の高い業務:相談支援専門員個人委託業務

鈴鹿市より：鈴鹿市障害支援区分審査会委員・・・平成25年4月より(2年ごとに委嘱)

●緊急時対策

新型コロナウイルス感染発生、国による緊急事態宣言を受け相談支援事業所りんくとしての感染症マニュアルを策定。新型コロナ、その他の感染症発生時には、法人の指示の元、策定したマニュアルに沿って行動。